

○ 会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月二十二日

会計検査院長 原田 祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五号の二書式を次のように改める。

給 与 証 明 書

(支給日 月 日)

項 目		金 額	備 考	
給 与 額	職 員 基 本 給	円		
	内 訳	職 員 俸 給		
		扶 養 手 当		
		何々(「以下「目の細分」による。)		
	内 訳	職 員 諸 手 当		
		管 理 職 手 当		
		初 任 給 調 整 手 当		
		通 勤 手 当		
		何々(「以下「目の細分」による。)		
	超 過 勤 務 手 当			
	内 訳	短 時 間 勤 務 職 員 給 与		
		定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 給 与		
		暫 定 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 給 与		
		任 期 付 短 時 間 勤 務 職 員 給 与		
		何々(「以下「目の細分」による。)		
	内 訳	何々(「以下「目」による。)		
		何々(「以下「目の細分」による。)		
計				
控 除 額	社 会 保 険 料	共 済 短 期 掛 金		
		介 護 掛 金		
		子 ども ・ 子 育 て 支 援 掛 金		
		退 職 等 年 金 掛 金		
		厚 生 年 金 保 険 料		
		何 々		
	税	所 得 税		
		何 々		
		何 々		
	計			
差 引 支 給 額				
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。				
年 月 日 職官氏名				

参 考

- この証明書は、主任資金前渡官吏、分任資金前渡官吏又は出納員の支払った給与について、当該出納職員ごとに作成すること。ただし、資金前渡官吏が給与の支払だけ又は給与及び児童手当の支払だけを行う出納員の取り扱った計算を併算して計算証明をする場合には、当該出納員の支払った分を所属の主任資金前渡官吏又は分任資金前渡官吏の分に含めて作成することができる。この場合においては、出納員別の差引支給額を備考欄に記入すること。
- 給与簿制度の適用される一般職の職員の給与の分とその他の職員の給与の分とは、区分して作成すること。
- 給与の振込み又は隔地払のため日本銀行に資金を交付した場合には、振込みの分については、その員数及び振込額を、隔地払の分については、その員数及び送金額を、それぞれ備考欄に記入すること。
- 控除額の払込みに対する領収証書は、この証明書のほかに提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の計算証明規則の規定は、令和八年度分以降の計算証明について適用する。

改正後	改正前
<p>(前渡資金出納計算書の証拠書類)</p> <p>第三十九条 前渡資金出納計算書の証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 領収証書（出納官吏事務規程第四十八条又は第五十二条第一項から第三項までの規定により日本銀行に送金又は振込みの請求をした場合は、日本銀行の領収証書、国庫内移換のため日本銀行に国庫金振替書を交付した場合は、日本銀行の振替済書）。ただし、領収証書を得難いときは、その事由、支払先及び支払金額を明らかにした資金前渡官吏の証明書</p> <p>二～六 (略)</p> <p>2 国家公務員の給与又は児童手当については、前項第一号の領収証書（当該領収証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に代えて、給与証明書（第五号の二書式）又は児童手当支払証明書（第五号の三書式）によることができる。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(前渡資金出納計算書の証拠書類)</p> <p>第三十九条 (同左)</p> <p>一 (同左)</p> <p>二～六 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>3～5 (同左)</p>

第五号の二書式(第三十九条関係)

給 与 証 明 書

(支給日 月 日)

項 目		金 額	備 考
給 与 額	(略)	円	
	計		
控 除 額	社会 保険 料	共 済 短 期 掛 金	
		介 護 掛 金	
		子 ども ・ 子 育 て 支 援 掛 金	
		退 職 等 年 金 掛 金	
		厚 生 年 金 保 険 料	
		何 々	
	税	所 得 税	
		何 々	
	何 々		
	計		
差 引 支 給 額			
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。 年 月 日 職官 氏 名			

参 考

1 ~ 4 (略)

第五号の二書式(第三十九条関係)

給 与 証 明 書

(支給日 月 日)

項 目		金 額	備 考
給 与 額	(同左)	円	
	計		
控 除 額	共済 組合	短 期 掛 金	
		介 護 掛 金	
		退 職 等 年 金 掛 金	
		厚 生 年 金 保 険 料	
	所 得 税		
	何 々		
計			
差 引 支 給 額			
差引支給額は、何某ほか何名に給与として支払ったことを証明する。 年 月 日 職官 氏 名			

参 考

1 ~ 4 (同左)